

北海道議會時報

第一卷第七號

議事課長

昭和二十四年十一月

目次

◎特別委員會……………

△さけ、ます處分に關する調査特別委員會……………

◎常任委員會……………

△總務△衛生△水産△商工△林務△開拓及び農地△土木△勞働及び建築……………

◎各種會合……………

△第五回北海道綜合開發審議會……………

△全國都道府縣議長會參與會議……………

△一道北部七縣議會事務局長連絡協議會……………

雜錄……………

△請願の採擇と公職追放者の請願について……………

△税制改革とシャッパ勸告について……………

△來往……………

△議員の動靜……………

資料……………

△地方自治法の一部を改正する法律案第六國會に提案……………

△中央出先機關の一部都道府縣に委譲……………

△十月十四日閣議決定の地方公務員法第六國會に提案……………

◎新購入圖書紹介……………

三三

一五

八

特別委員會

▲さけ、ます處分に關する調査特別委員會

○十月十日 午後二時、議長室で開議、先ず出席の北林屹郎氏から、北水と北水商事の關係、北水商事の信用、資力の狀況について北水の常任幹事及び監査委員として關係した當時の事情を聴取、田畑前秘書課長からは、知事が贈答用として使用したものの受渡し及び代金の支拂い狀況について事情聴取、終つて提出された北水商事からの資料を中心に審議が進められ、この結果、償還財源として示されたものの内容につき現地調査する必要が認められ次の通り委員を派遣することに決して午後六時三十分散會した。

第一班 函館市、伊達町及び岩内町（十月十六日から十月十九日までの豫定）渡邊、井川、田中、時田の各委員

第二班 岩見澤市、瀧川町、旭川市、紋別町及び雄武町（十月十六日から十月二十日までの豫定）松平、棚川、坂本、西村の各委員

○十月二十四日 午後一時四十五分、議長室で開議、先ず十月十六日から實施した北水商事の支拂財源に對する實地調査の結果について、第一班井川委員、第二班 松平委員から夫々報告を行い、これを中心に種々検討がなされたが疑問の點があり、北水商事の關係人大盛省一氏の出席を求め事情を聴取、終つて、報告書の起草を中心に、調査狀況と北水商事の態度、回收の方法、見込み等が論議され、その結果内地に於ける北水商事の支拂財源についても更に調査する必要を認め、偶々國民體育大會に出席のため上京する田中、西村兩委員、青森に赴く松平委員にこれを依頼すること、決定し午後五時五十分散會した。

常任委員會

▲總委員會

○十月七日より九日まで三日間に亘り、齋藤（正）、委員長、太田副委員長、石川、横山、田中（信）の各委員は、下川村の町制施行につき實地調査を行った。

▲衛生委員會

○十月一日より五日まで五日間に亘り、小川委員長、宮本、齋藤（正）の各委員は、後志、檜山、渡島各支廳管内の衛生施設狀況につき調査を行った。

○十月三日より七日まで五日間に亘り、田中（巖）副委員長、川口、土井、佐藤（吉）の各委員は、網走支廳管内及び旭川、北見、網走各市の衛生施設狀況につき調査を行った。

▲水産小委員會

○十月一日 午前十時五十五分水産部長室で開議、主査に石崎委員を指名推薦し、九月三十日の水産委員會において問題となつた、鮭類魚捕獲及び處分計畫に關し水産孵化場より實施體に對し公定價格の七割で拂下けることにより、實施體がその差益三割で收支の均衡を保持し得るや、又代金回收については昨年の轍を繰返ささない措置を講じ得るやにつき協議、孵化場長よりこれに關連する昭和二十四年度親魚捕獲採卵及び親魚處分事業實施要領につき、詳細なる説明があり、協議の結果小委員會としてこの計畫を諒承、實施に當つては昨年の轍を繰返さぬよう注意方を勧告し午後一時三十分散會した。

▲商工委員會

○十月十二日より二十二日まで十一日間に亘り、高橋（源）副委員長、太田、

窪田、高橋(辰)、本多(吉)の各委員は、北見、釧路、網走、帯廣各市及び根室町、標茶村の中小企業實態調査を行った。

○十月十九日より三十一日まで十一日間、(但し二十二、三の兩日は委員會に出席)において、齋藤(藤)委員長、原野、川口の各委員は、日高支廳管内及び岩見澤、夕張、苫小牧、室蘭各市の中小企業實態調査を行った。

○十月二十二日 午後一時四十分議長室で開議、桶谷商工部長より、道營競輪場の工事の状況及び部内の機構改革について説明を聴取、又讚良工務課長より工事遅延の原因につき説明を聴取、これらに對する質疑應答のうち、更らに桶谷商工部長より地下資源開發に要する探鑛費用を道費で補助せられたい旨の希望があり、このことについては委員會として検討することとし午後二時四十分散會した。

▲林務委員會

○十月十四日より二十三日まで十日間に亘り、西川委員長、村山副委員長、坂東(浩)、高橋(雄)、安達、林、平田、北林、田中(三)の各委員は、道立公園候補地調査のため日高、網走兩支廳管内の現地調査を行った。

▲開拓及び農地委員會

十月十二日 午前十一時五十分參與員室で開議、内地府縣の開拓状況を視察することとし、第一班は九州中國地方、第二班は東北關東關西地方とし、視察委員は第一班に宮北、兒玉、四十榮の各委員を第二班に平田委員長、荒、糸川の各委員を夫々派遣することを決定、ついで指導課長及び開拓部關係課員より、二十四年度道費追加豫算について、又開拓協會淺川専務理事より、開拓協會の活動状況について夫々説明を聴取、これらに對する質疑應答のち、道費追加豫算については、十一月七日に委員會を招集し再調査することとして午後三時四十二分散會した。

▲土木委員會

○十月十四日より十九日まで六日間に亘り、渡邊(秀)、佐々木(利)、中牧、青木、吉田(定)の各委員は網走支廳管内(紋別郡の各町村)の土木事情につき現地調査を行った。

▲労働及び建築委員會

○十月五日より十四日まで十日間に亘り、西村副委員長、本間(武)、安達、渡邊(秀)、石田の各委員は、空知、十勝、釧路國、網走、上川各支廳管内及び帯廣、釧路、網走、北見、旭川各市の失業對策状況及び庶民住宅建設状況につき現地調査を行った。

各種會合

北海道開發要綱案成る

▲第五回北海道綜合開發審議會

今春設置以來鋭意本道開發の大綱を練りつつあつた北海道開發審議會は、去る十月十二日午前十時三十分より首相官邸において、板谷會長司會の下に、篠田、上原、坂東、齋藤、林、永田、瀬尾、石川、鹿内、永野各委員が出席して、豫て小委員に付託してあつた北海道綜合開發に關する答申案を議題として、第五回總會を開催した。

この答申案は六月十一日第一回の小委員會以來永田委員が主査となり、岡田事務局長以下事務當局の協力の下に屢次に亘り會合を重ね、八月下旬には板谷會長、岡田事務局長等が渡道して現地の意見をも充分斟酌する等練に練つたものであり、北海道の綜合開發には、これを法律化する必要があるとの強い道民の輿論と、北海道の開發は日本再建の見地から採り上げねばならぬとの中央の認識とが混然一體となつて、この答申案が成つたものである。

審議會においては、主査たる永田委員よりその趣旨について、岡田事務

局長よりその細部について説明があり、出席委員との間に活潑なる意見の交換がなされ慎重審議の結果、満場一致を以つて原案を可決し、これを政府に答申することとなつた。

而して、この答申案は、中間答申(案)となつてゐるが、北海道開發の法律化については、審議會としての最終決定であり、金融、經濟等の答申が今後行われる點から中間答申としたものであることを了承するとともに、審議會として、この答申案に基き速に政府提出として國會に法案提出を要望すること、その時期に關しては第六臨時國會に提出すべきであるとの強い意見もあつたが、國會會期の關係、提出案件の制限等の事情も考慮し、來るべき通常國會には是非これが通過實現を期すべきであると申合せ、午後零時三十分散會した。

尙審議會で可決せられた答申案及び參考として附せられた開發法案等は次の通りである。

北海道綜合開發審議會中間答申 (案)

北海道綜合開發審議會は現在わが國が當面する緊急且つ重要な課題である人口問題の解決と資源の開發による經濟力の増強を圖るためには、北海道の開發が最も適切であると認める。

北海道は九州、四國及び台灣を包含する面積を有するが、人口は僅か四百萬人にすぎない。その開發によつて更に數倍の人口を收容することが可能である。北海道の開發は明治初年以來行われその成果あるべきものもあるが、いまだ多くの資源が未開發のまま放置されており、その産業も概ね原始的段階を脱していない。

經濟的後進地の開發は、総合的な計畫の下に經費を重點的に使用しなければ、充分な効果は期待できない。しかるに現在北海道開發事業は、關係行政機關が個別的に立案施行しているため、その間に綜合性、統一性を欠き、北海道に投入される國の事業費は最高の効率を發揮しているとはいひ難い。

この點にかんがみ北海道の開發は総合的に行うことが必要であるが、このためには行政機構の改革、総合的經濟基本方針の確立及び財政並びに金融の特別措置の三者について確固たる政策を確立しなければならない。これらの諸問題に關し、本審議會は鋭意調査研究中であつて成案を得次第逐次答申することとするが、先ず行政機構の問題がその根本であると認め、別紙の理由により左の通り答申する。

北海道綜合開發要綱

第一 北海道の土地、山林、礦物、水力、海洋その他の資源を急速且つ総合的に開發して國民經濟の復興及び人口問題の解決に寄與し、もつて生活の安定及び文化の向上に資するため、北海道の綜合開發に關する計畫を樹立し、國策として強力にこれを實施する必要があること。

第二 これがため、北海道綜合開發に關する基本的事項を規定する。北海道開發法案(假稱)を立案し、第七回國會に提出すること。

第三 北海道開發法案には、左に掲げる事項を規定するものとする。

1 國は北海道の綜合開發計畫を、昭和二十六年度から實施するものとする。

2 北海道綜合開發計畫の立案及び實施の推進にあたらせるため、總理府の外局として北海道綜合開發委員會(以下委員會という。)を設けるものとする。

3 委員會は、委員五人をもつて組織すること。

委員は、國務大臣一人及び内閣總理大臣が學識經驗のある者のうちから國會の同意を経て任命するもの四人とすること。

委員の任期は、五年とし、再任を妨げないものとする。但し、最初の委員のうち二人は、三年とすること。

4 委員長には國務大臣たる委員を充てるものとする。

5 國の豫算のうち北海道綜合開發計畫の實施に關するものは、一括して總理府所管とし、これを使用する場合に必要があるときは、綜合開

發計畫の實施にあたる關係各省各廳に移し替へることが出来るものとする。

6 内閣總理大臣は、綜合開發計畫の實施を確實ならしめるため、委員會の申出により、各省各廳の長に對し指示し、その他必要な措置を採ることが出来るものとする。

第四 綜合開發計畫に關する重要事項を調査審議せしめるため、委員會に北海道綜合開發審議會（以下審議會という。）を置くこと。

審議會は、左に掲げる者につき、内閣總理大臣が任命する委員二十名以内をもつて組織するものとする。

1 國會議院の中から衆議院及び參議院の議長が指名した者

2 北海道知事

3 北海道議會議長

4 學識經驗のある者

審議會の會長は、委員のうちから互選によつて定めるものとする。審議會の委員の任期は、三年とすること。但し再任を妨げないものとする。

第五 委員會は、左に掲げる事項については、審議會の意見を尊重しなければならぬものとする。

1 綜合開發計畫の年度計畫に關する事項

2 第五による委員會の權限の行使に關する事項

3 第六による委員會の權限の行使に關する事項

4 その他委員會が定める事項

第六 委員會は、その任務を達成するため必要があるときは、參考人の出頭を若しくは意見を求め、又は關係行政機關に對し必要な報告及び資料の提出を求めることができるものとする。

第七 委員會に事務局を置き、事務局に必要な職員を置くものとする。

第八 右各號に規定するものを除く外、北海道綜合開發計畫の實施に關し必要な事項は、別に法律の定めるものとする。

第九 委員會は、昭和二十五年において執行すべき北海道の綜合開發に關する事業の綜合調整に關し必要な事項を調査審議し、内閣總理大臣に對して第六に準じて意見を申し出ることが出来るものとする。

委員會の設置を必要とする理由

昭和二十年四月以前の行政機構は左の如くである。

1 中央組織

北海道の開發に必要な豫算は「北海道拓殖費」として内務省所管豫算中に一括計上し、内務大臣の責任の下に地方局において取り扱われた。

2 現地機關

現地における實施は國の機關として北海道知事が當つた。

この方式は豫算の綜合性、實施の統一性を保持し、實施上良好の結果を得たものと考えられる。

しかしながら特定省の一局が擔當機關であることは視野が狭少たるを免れず且つ國策推進機關として弱少のそしりを免れなかつた。

現狀

1 中央組織

現在においては北海道開發のための専任の行政機關がないため北海道綜合開發計畫は樹立されておらず、北海道開發に必要な豫算は、各省各廳所管として夫々個別的に編成されている。

そのため綜合性において欠くところが多く、經費の効用も充分發揮されてない。

2 現地機關

國有林關係を除いては北海道知事が國の委託を受けて實施しているが關係各行政機關から個別に指揮監督を受けその間連絡協調を欠いている。

かくの如く専管の行政機關がないため北海道綜合開發計畫は綜合性を欠き、その豫算も充分な効率を發揮していない。この欠點を補うため

には、北海道綜合開發計畫の企畫立案及び實施の推進にあたらせるため、新たに特別の行政機關を設けること及びその行政機關が北海道綜合開發の豫算をまとめて所管することが必要である。しかも北海道綜合開發の特殊性にかんがみて、この行政機關は國務大臣を委員長とし學識經驗のある者で組織する委員會とし、これに國會議員、學識經驗ある者、北海道知事、北海道議會議長で組織する審議會を置くことが適當である。

これがこの答申をせる理由である。

(參考)

北海道開發法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、北海道における土地、山林、鑛産、電力、海洋その他の資源を急速に且つ綜合的に開發して國民經濟の復興及び人口問題の解決に寄與し、もつて生活の安定及び文化の向上に資することを目的とする。

(綜合開發計畫の實施)

第二條 國は、前條の目的を達成するため、昭和二十六年から北海道綜合開發計畫を實施するものとする。

(委員會の設置)

第三條 國家行政組織法第三條第二項の規定により、總理府の外局として、北海道綜合開發委員會(以下委員會という。)を設置する。

(委員會の任務及び權限)

第四條 委員會は第二條の計畫(以下綜合開發計畫という。)につき企畫立案し、その實施の推進にあたる任務及び權限を有する。

(委員の組織及び委員の手當)

第五條 委員會は、左に掲げる者につき内閣總理大臣が任命する委員五人をもつて組織する。

一、國務大臣

二、學識經驗のある者

一人
四人

2 前項第二號に掲げる者を委員に任命する場合においては、兩議院の同意を経なければならぬ。

3 前項の委員の任期は五年とする。但し再任を妨げない。

4 委員會の委員は内閣總理大臣が大藏大臣と協議して定める報酬をうける。

(委員長及びその權限)

第六條 委員長は、國務大臣たる委員をもつて充てる。

2 委員長は、會務を總理し、委員會を代表し、所部の職員を指揮監督する。

3 委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(豫算上の特別措置)

第七條 國の豫算のうち綜合開發計畫の實施に關するものは、これを一括して總理府所管とし、これを使用する場合に必要があるときは、委員會の中出により、内閣總理大臣が他の所管に移し替えることができる。

(内閣總理大臣の指示權等)

第八條 内閣總理大臣は綜合開發計畫の實施を確實ならしめるため、委員會の中出により各省大臣又は各廳の長に對し指示し、その他必要な措置を採ることができる。

(北海道綜合開發審議會)

第九條 委員會に北海道綜合開發審議會(以下審議會という。)を置く。

2 審議會は綜合開發計畫に關する重要事項を調査審議する。

(審議會の組織等)

第十條 審議會は、左に掲げる者につき内閣總理大臣が任命する委員二十人以内をもつて組織する。

一、國會議員の中から衆議院及び參議院の議長が指命した者 人以内

二、北海道知事

三、北海道議會議長

四、學識経験ある者

2 委員の任期は、三年とする。但し補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は再任を妨げない。

4 委員は非常勤とする。

5 審議會の會長は、委員のうちから互選する。

6 前各項に定めるものを除く外、審議會の議事に關し、必要な事項は審議會が定める。

(審議會の權限)

第十一條 委員會は、左に掲げる事項については、審議會の意見を尊重しなければならない。

一、綜合開發計畫の年度計畫に關する事項

二、第七條の規定による委員會の權限の行使に關する事項

三、第八條の規定による委員會の權限の行使に關する事項

四、その他委員會が定める事項

(參考人の出頭等)

第十二條 委員會は、その任務を達成するため必要があるときは參考人の出頭、若しくは意見を求め、又は關係各行政機關に對し、必要な報告及び資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第十三條 委員會に事務局を置き事務局に必要な職員を置く。

(職員)

第十四條 事務局の職員の任命、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十號）の定めるところによる。

(定員)

第十五條 事務局の職員の定員は別に法律で定める。

(その他)

第十六條 この法律に定めるものを除く外北海道綜合開發計畫の實施に關し必要な事項は別に法律で定める。

附則

1 この法律は公布の日より施行する。

2 最初に任命せられる委員の任期は第五條第三項の規定にかかわらず四人と、うち二人をくじで三年とする。

3 委員會は第四條の規定にかかわらず昭和二十五年度において執行すべき、北海道の綜合開發に關する事業の綜合調整に關し必要な事項を調査審議することができる。

4 内閣總理大臣は委員會の中出により、前項の事業の實施につき綜合調整上必要があると認めるときは、關係行政機關の長に對し指示することができる。

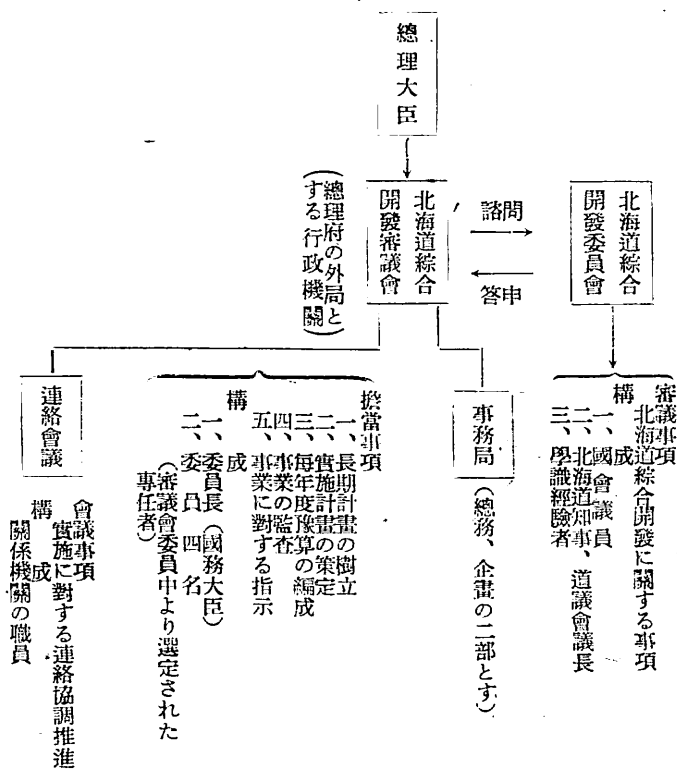
▲北海道綜合開發審議會經過

區分	回數	開 年 月 日	催 出 席 人 員	協 議 事 項	場 所	備 考
總 會	一	昭 三 四 五 二 七 名	審議會設置の理由説明。 當任委員決定。 強力なる事務局を設置する。 事務局長決定。 小委員決定。 審議會運營方法。 小委員會協議事項。	總理官邸		
〃	二	五、六 二 三 名			〃	
〃	三	六、五 二 〇 〇 名			〃	
〃	四	六、七 一 七 七 名			〃	
常任委員會	一	昭 三 四 五 二 九 九 名	事務局設置と事務局長決定に就て。	北海道ビル		
〃	二	六、九 三 三 名	事務局設置に就て。	〃		
〃	三	九、三 九 九 名	昭和二十五年北海道綜合開發豫算について。	〃	(在京委員)	
小委員會	一	六、一 六 四 四 名	事務局會議事項に就て。	〃		

小委員會	二	昭四、七、三三名	綜合開發計畫說明。	北海道ビル
〃	三	六、四二八名	水産、林業關係重要問題に就て。	〃
〃	四	六、七三三名	電力、石炭、地下資源工業關係。	〃
〃	五	六、二九二八名	農業、開拓關係。	〃
〃	六	七、二九名	交通、運輸關係。	〃
〃	七	七、四三〇名	金融、財政關係。	〃
〃	八	七、三三名	法案審議。	〃
〃	九	七、八三六名	道路、河川、T X A 關係。	〃
〃	一〇	七、三二五名	法案審議。	〃
〃	一一	八、八二七名	法案審議。	〃
〃	一二	九、四二五名	道に於る説明會經過報告	〃
〃	一三	九、三九名	昭和二十五年北海道綜合開發豫算について。	〃
在札委員會		昭四、八、三一七名	審議會經過報告	北海道廳
在道委員會		昭四、八、三四二五名	〃	〃
專門委員會		昭四、八、三二七名	〃	〃
道會議員との協議會		昭四、八、三三五名	説明會。	道會議事堂
公廳會		昭四、八、四二五名	北海道綜合開發事業推進についての公廳會。	札幌市 労働會館

▲全國都道府縣議長會參與會議

○九月五日 東京都において參與會議が開催せられ、東京、大阪、京都神奈川、岩手、山梨、愛知、山口、高知、福岡、北海道の各都道府縣の事務局長が出席、全國議長會坂下事務局長より、議長會事務局の現況、全國議會職員講習會の開催及び議會會館の運営について報告あり、ついで、(一)全國議長會の運営企畫について、(二)講習會の開催について、(三)機關新聞の發行各種資料の提供、圖書の紹介幹旋、國會官公衙との連絡、自動車の幹旋その他福利的活動について、(四)事務局の法制化實現等の案件について、それ／＼意見の交換をなして閉會した。



▲一道北部七縣議會事務局長連絡協議會

○十月十四日 岩手縣において事務局長連絡協議會が開催され、岩手、福島、秋田、青森、宮城、山形、新潟、北海道の各事務局長の外特に地方自治廳降矢事務官これに出席、つぎの事項について協議懇談をなし、降矢事務官から地方自治法の一部改正案の大意説明あつて散會した。

協議事項

- 一、議會關係事務連絡につき地方自治廳に要望について
- 二、特別委員會の取扱事件（異例のもの）について
- 三、地方自治法第百十六條第二項の削除方要望について（保留）

懇談事項

- 一、議會閉會中における常任委員會の調査について
- 二、常任委員會の經費としての豫算計上方について

雜

▲請願の採擇と公職

追放者の請願について

道議會に對して提出される請願書の記載要領と提出の形式等についてはさきに記述いたした通りであつて一段の御協力を切望してやまない次第であるが、今回は請願の採擇と公職追放該當者の請願について少しく申述べて道民諸氏の御諒承を御願いしたいと思う。先ず請願の採擇についてであるが往々にして請願を採擇しても一向に實現されないのは遺憾千萬であるとの御批評を耳にするのである。そして請願の大部分が公益上の切實な御要望であることに鑑みて洵

三、資料調査について

四、議會月報について

五、昭和二十五年年度豫算につき特に施設せられる事項について

六、既恩給受給者の請願について

七、議員提出による條例の設定又は一部改正したものについて（常任委員會及び特別委員會條例を除く）

八、會期及び會期延長の日數並びに會議規則に會議開閉時刻の規定の有無についての各縣の状況について

九、常任委員會閉會中又は視察旅行の場合、交際費、食糧費の支辨並びに月額調査費等支給の状況について

一〇、政府の刊行物にして發行の都度送付せらるゝは鐵道公報のみであるが各縣の状況について

に御尤もに存する次第である。しかし議會には大體（一）通常知事が執行しようとする道の事業や事件に關する具體案の決議（二）議會が知事や官廳に提出する意見書の決議（三）一般から提出された請願の採擇決議等に分けられるのであつてその（一）の決議はこれによつて直ちに執行する状態におかれるのであるが（二）と（三）はあくまでも意見であり要望であつてこれ等の決議があつたとしても議會は行政を執行する機關ではないので採擇した事件については知事なり政府筋に對してその趣旨を認め實現方につき要望するという手續きである。そこで議會としてもその手續をとつた事件についてはその緩急の度合等を考へて順次その實現を見るように努力をいたしておる譯であるが、毎議會に御提出になられる請願は土木、産業、教育、その他各種の事件につき數十件、年間數百件に及ぶ状態であつてしかもそれ等の多くはその實行のためには多額の費用を要するものである。従つて政府はもとより道としてもこれ等の要望を短期間に實現することは限りある財政をもつては仲々困難な事柄である。それならば實現の見透しのつかない請願は採擇しなければよいではないかとの御反問もあろうかと思う。このことも御尤もなことであつて既に國會における請願についても議員間に論議されたことがあるようであるが極端に申すならばこの御反問に應ずるためには各事件の配合の必要から翌年度の豫算を編成する時期まではその一年間に提出された請願の採否決定を留保しなければならぬ。又それのみでなくその決定においても豫算の編成權は知事にあるので議會の意思のみによつて決定してもそれをどの

程度に知事が取り上げてくれるか、問題である。

知事、議會は常に意思が一致するものとは考えられないのでこの場合においてもその幾割かより取り上げられぬ結果となることは當然に豫想されるものである。こう考えて見ると全面的に短期間において實現の見透しのないものは不採擇に決定してしまふことよりはその事件の趣旨が近き將來においても考慮されるべき妥當のものとする限りはこれを採擇決定し能う限り早期實現を期するということがよいのではないかと思考する。道議會においては今日のところ、このような線で請願事件の處理をいたしておる次第である。

次は公職追放該當者の請願についてであるが憲法第十六條には何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定廢止改正その他の事項に關し平穩に請願する權利を有することとを規定し具體的には請願法、國會議法及び地方自治法において夫々規定を設けられたが、請願人については直接には何卒の制限的な規定がなく一應何人でも請願することができると解するものである。しかし昭和二十二年一月四日勅令第一號公職に關する就職禁止退職に關する件第十二條において覺書該當者は公職に在る者に對しその職務の執行又は政治上の活動に關し指定若しくは勸奨をし、その他公職に在る者と思を通じ又はこれに利益を供與し公職に在る者

をして覺書該當者に代つてその支配の繼續を實現するような行爲をさせてはならないと規定されている。そして法務府當局ではこの追放者の行動の限界として政策の實現に關する行爲即ち國際行政或は國家又は地方公共團體の行政に容かい介入する行爲例えば官公吏に對しその職權の發動を促す行爲に出たり、學校建設問題に關し行政當局に働きかけたり、分村問題の紛争の一方になつて活躍したり、官公吏の辭職を勸告したり或は勞資紛争の調停にのり出したりするような行爲や行政當局への陳情のため利害を同じくする者の陳情團を組織するに努力したり或は陳情團の代表又は一員となつて官公廳の行政面に意見を具申する等のことは行政客かいつて政治上の活動となるものと解しているようである。

尙右勅令第十二條は追放者に對する行爲の制限規定であつて同令第十一條においてはこれと表裏的に公職に在る者に對し同様のことに對して追放者に動かされ又は相通じてはならぬといふことを規定されているのである。そこで議會に對して覺書該當者が請願ができるかどうかといふことが問題になつてくるのである。最近の實例として某縣議會に對しその議會において選舉する縣教育委員の選舉につき追放者から請願書を提出されたが檢察當局はこれを右勅令違反事件として取り上げその請願を受理した議會も責任を追求され又この事件は地方裁判所におい

て有罪の判決があつたと聞くのである。勿論この判決は法務府當局者の勅令違反論と結論において解釋を一にするものであろうが上級裁判においても果してこの判決を是認するかどうか今日のところその判例がないし又覺書該當者が果して書面請願をなす行爲をも右勅令において明確に禁止されたものと直に斷定することには多少の疑問を生ずる譯であり地方自治廳及び法務府においても正式にはこれに對する見解を表明されていないが地方自治廳行政課においては右勅令第十一條及び第十二條の規定の趣旨からして一應請願能力はないとの見解を有している。尤も覺書該當者自身にかゝる業務又は生活問題等に關しては單獨請願をすることはよいのではないが、そしてそれ以外の一般問題については該當者が團體又は法人の代表者であるならば代理者をもつて請願しなければならぬ結果ともなる。

従つて議會當務者として只單にこれに關心をもつといふのでなく覺書該當者はもとより一般道民諸氏においても右の事情を御諒承あつて各種法令の圓滑なる運用のために御協力を切望するものである。

▲税制改革と シャウプ勸告について

○現行税制の輕重不均衡の是正は國民の等しく待望していた處であるが、カール・S・シャウプ

博士は去る五月十日入京以來三カ月余に亘り、現行税制を實際的に検討した結果、日本税制の改革に關する勸告書の作成を終りこの程、マツカーサー元帥に提出すると共に八月二十六日放送會館でその大綱を發表したのであるが、勸告は主要次の五つの目的からなつてゐる。

- (一) 日本の税制に對して勸告案を提出、税の總額を減少、調整し經濟安定を確保する。
- (二) 小さい修正をのぞいて向う數年間、長い目でみて一番よいおさなりでない税制を確立する。

(三) 税制中の不正不公平を除去し納税者の收入を確保し、更正決定訴願の權利を與え不動産税財産の過重輕減を考慮し不均衡による脱税行為を除去する。

(四) 地方自治の基礎となる地方税收入を實質的に増加させ、地方の補助金政策の實質的變化を計り少い地方は補助金の増額を計る。

(五) 税制行政並に税法の改正を計り納税者と裁判所との關係を改善させる。

以上の目的からその勸告は四つの一般的問題にわたつてゐるのであつて、第一は明會計年度

法定税目整理案

(地方自治廳第五次試案)

二四、一〇、九

(單位百萬圓)

現行	道府縣	市町村	改正		要領	問題點
			道府縣	市町村		
道府縣民税			名稱收入見込額	名稱收入見込額	廢止	

(昭和二十五年度)において必要とみなされる租税收入總額および國と地方團體によつてそれぞれ確保せらるべきその割合であり。第二は租税制度における構造の主要な改正、たとえば國税收入中所得税によつて確保せらるべき割合の如きであり、第三は個々の租税について行われるべき改正、たとえば所得税のもとにおける同居親族の取扱ひ方の如き、第四は納税者をして税法に協力せしめる方法、更正決定に對する異議申立を認める方法、更に所得税の賦課徴收において商工業の組合に對して認めてゐる役割があるとすれば、それはどんなものかというようない行政上の若干の考慮に關するものである。

この勸告は直前に法律化されるかどうかは豫想を許さないが、國民がこの報告に對して自由な一般的討議を是非持つようにと望み「税制とは最も賢明にして慎重なる分析である」と喝破されたのである。

昭和二十五年度において徴收されるべき税収總額は本年度分よりわずかし少くならないと假定されている。然し租税收入として確保せらるべき總額は政府支出の削減と國債償還がどの程度行われるかにもかゝつてゐるので税制改革による税率の合理化や税法相互の關聯性については比較的長い期間その實施過程を監視する以外に明確にすることは困難であると考えられるが、ともあれ昭和二十五年度における右勸告に基く自治廳における法定税目の整理案第五次試案並に北海道における道税の試算及豫算對比調等を示すと次の通りである。

なおシャウプ使節團の一行はつぎの七氏である。

- 團長 カール・S・シャウプ
- ハワード・R・ボウエン
- ジェローム・B・コーエン
- ローラン・F・F・
- ハクト・F・イルド
- スタンレー・S・サリ
- ウィリアム・C・
- ウオレンス
- ウィリアム・C・
- ヴィイワクリ
- ニユーヨーク市コロンビヤ大學商學部教授兼政治學部大學院教授
- イリノイ大學商業及經濟學部大學院教授
- ニューヨーク市立單科大學經濟部教授
- ミネソタ州セントポール收稅廳稅制調查局長
- カルホルニヤ州バークレ市カルホルニヤ大學法學部教授
- ニユーヨーク市コロンビヤ大學法學部教授
- ニミシヨーク市コロンビヤ大學政治學部大學院教授

備考 昭和二十四年度豫算額は現年度調定分のみ記載す。

▲來往

○原運輸政務次官の一行は、本道における運輸狀況視察のため九月二十三日札幌着で來道、小樽海運局、海上保安廳及び日高における釧路線並の視察を終へ二十九日退道した。

栃木縣議會農地及び林務常任委員の一行は、本道における林業、開拓及び土地改良事業狀況視察のため十月二日札幌着で來道、大雪山國立公園石北線沿線の林業狀況、釧路原野の開拓及び土地改良事業狀況苦小牧製紙工場等の視察を終え十日退道した。

○埼玉縣議會議長及び民生常任委員長の一行は、本道における民生狀況視

[illegible]

察のため十月八日來道、小樽、旭川、登別等の視察を終え十四日退道した。

○靜岡縣議會副議長及び第二經濟常任委員の一行は、旭川市における靜岡縣主催物産展示會の狀況視察のため十月十九日札幌着で來道、旭川市の展示會狀況及び主要都市の産業狀況の視察を終え二十六日退道した。

▲議員の動靜

出張期間	用務	氏名
十月一日より 十四日間	開發費豫算折衝のため (東京都)	議員 齋藤森 中西武 田田東川 牧田田 信治浩 保一作一清吉
十月一日より 五日間	衛生施設調査のため (後志、檜山、渡島各支廳管内)	議員 小宮吉 吉齋宮 山藤本川 田藤本川 豐正仙吉 吉志松雄
十月三日より 二十一日間	議會事務打合せのため (東京都、舞鶴、神戸、札幌各市)	議長 坂東秀太郎
十月三日より 五日間	衛生施設調査のため (網走支廳管内、旭川、北見、網走各市)	議員 土佐本田 井藤宮中 千古章 海郎郎嚴
十月四日より 四日間	同上のため (網走支廳管内、網走北見各市)	議員 川口常一
十月六日より 五日間	下川村町制施行實施調査のため (上川支廳管内)	議員 太田益夫
十月七日より 三日間	下川村町制施行實施調査のため (上川支廳管内)	議員 齋藤石 中山川藤 信準清正 夫治一志

十月七日より 九日間	労働狀況及庶民住宅建築狀況調査のため(後志、渡島、檜山、石狩、釧路、室蘭各市)	議員 佐藤 山内 吉次郎 廣
十月七日より 九日間	労働狀況及庶民住宅建築狀況調査のため(十勝、上川、釧路、網走、空知、支廳管内、旭川、北見、網走、釧路、帯広、岩見澤各市)	議員 西村 安田 渡邊 石田 武松 秀太 露太 武松
十月十日より 十四日間	旱害對策事務打合せのため (東京都)	議員 宮崎 佐々木 岩間 久本 東条 出川 太章 吉夫
十月十日より 二日間	道議會事務打合せのため (後志支廳管内)	副議長 鈴木源重
十月十一日より 十四日間	中小工業振興用務のため (東京都)	議員 德中祐滿
十月十二日より 十一日間	中小企業實態調査のため (根室、釧路、帯広各市)	議員 高橋 乾田 窪田 益松 長次郎
十月十四日より 十日間	道立公園候補地調査のため (日高網走支廳管内)	議員 北村 中山 村中 林喜 三治郎
十月十五日より 五日間	土木事業調査のため (網走支廳管内)	議員 中野 吉田 青木 利秀 三郎
十月十五日より 十一日間	中小企業實態調査のため (根室、釧路、帯広各市)	議員 本多 吉江

十月十五日 七日間	鮭鱒處分に關する實態調査のため (空知、上川、網走各支廳管内及 岩見澤、旭川、各市)	議員 〃〃〃 西坂棚松 村本川平 武與忠武 夫平雄一
十月十六日 四日間	同 上のため (後志、膽振、支廳管内及函館市)	議員 〃〃〃 井瀬時田 川邊田中 伊勢政次 平治郎巖
十月十六日 十四日間	石炭對策業務のため (東京都)	議員 〃〃〃 横本 山間 進與三郎 治
十月十九日 十三日間	中小企業實態調査のため (日高支廳管内及岩見澤、夕張、 苫小牧、室蘭各市)	議員 〃〃〃 吉川原齋 田口野藤 豊常米藤 吉一作吉

資 料

▲地方自治法の一部を改正する 法律案第六國會に提案

政府は、地方自治運営の現狀に鑑み、更にこれが運営の公正と効率とを確保し、もつて地方自治の本旨を實現するため、地方公共團體における直接請求の手續、地方議會の運営、各種争訟の手續等の整備並びに地方公共團體の事務處理機構刷新及び監査機能の強化を圖る等の必要から、第六國會につきの法律案を提出することになった。

地方自治法の

一部を改正する法律案

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）の

一部を次のように改正する。

第四條に次の一項を加える。

前項の條例を制定し又は改廢しようとするときは、當該地方公共團體の議會において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。

第十六條を次のように改める。

第十六條 普通地方公共團體の議會の議長は、條例の制定又は改廢の議決があつたときはその日から三日以内にこれを當該普通地方公共團體の長に送付しなければならない。

普通地方公共團體の長は、前項の規定により條例の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、その日から二十日以内にこれを公布しなければならぬ。

條例は、條例に特別の定があるものを除く

十月二十三日 十四日間	開拓地狀況視察のため (青森、靜岡、奈良、各縣及京都府)	議員 〃〃 荒 平 田 哲 助 市 夫
十月二十八日 十四日間	引揚狀況視察のため (京都府)	議員 〃〃 西 田 信 一
十月二十八日 十日間	國民體育大會視察のため (東京都)	議員 〃〃 西 本 多 中 村 吉 江 巖 夫
十月二十二日 十四日間	開拓地狀況視察のため (熊本、大分、岡山、鳥取、東京都)	議員 〃〃 兒 宮 北 玉 三 七 由 郎 一

外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。

當該普通地方公共團體の長の署名、施行期日の特例その他條例の公布に關し必要な事項は、條例でこれを定めなければならない。

前二項の規定は、普通地方公共團體の規則並びにその機關の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。

但し、法令又は條例に特別の定があるときはこの限りでない。

第七十四條の次に次の三條を加える。

第七十四條之二 條例の制定又は改廢の請求者の代表者は、條例の制定又は改廢の請求者の署名簿を市町村の選舉管理委員會に提出してこれに署名し印をおした者が選舉人名簿に記載された者であることの證明を求めなければならない。この場合においては、當該市町村

の選舉管理委員會は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を證明しなければならない。

市町村の選舉管理委員會は、前項の規定による署名簿の署名の證明が終了したときは、その日から十日間、その指定した場合において署名簿を關係人の縦覧に供さなければならぬ。

前項の署名簿の縦覧の期間及び場所については、市町村の選舉管理委員會は、豫めこれを告示し、且つ、公衆の見易い方法によりこれを公表しなければならない。

署名簿の署名に關し異議があるときは、關係人は、第二項の規定による縦覧期間内に當該市町村の選舉管理委員會にこれを申し立てることができる。

市町村の選舉管理委員會は、前項の規定による異議の申立を受けた場合において、その申立を正當であると決定したときは、直ちに第一項の規定による證明を修正し、その旨を申立人及び關係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その申立を正當でないと決定したときは、直ちにその旨を申立人に通知しなければならない。

市町村の選舉管理委員會は、第二項の規定による縦覧期間内に關係人の異議の申立がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有

効署名の總數を告示するとともに、署名簿を條例の制定又は改廢の請求者の代表者に返付しなければならない。

第五項の規定による決定に不服がある者は、都道府縣の選舉管理委員會に訴願することができる。

前項の規定による訴願の裁決に不服がある者は、その裁決書の交付を受けた日から三十日以内に高等裁判所に出訴することができる。

訴願の裁決又は判決が確定したときは、當該都道府縣の選舉管理委員會又は當該裁判所は、直ちに裁決書又は判決書の寫を關係市町村の選舉管理委員會に送付しなければならない。この場合においては、送付を受けた當該市町村の選舉管理委員會は直ちに條例の制定又は改廢の請求書の代表者にその旨を通知しなければならない。

署名簿の署名に關する争訟については、訴願の裁決の訴願を受理した日から十六日以内に、訴訟の判決は事件を受理した日から百日以内にこれをするように努めなければならない。

第七十四條の三 條例の制定又は改廢の請求者の署名で左に掲げるものは、これを無効とする。

一、法令の定める成規の手續によらない署名
二、何人であるかを確認し難い署名

前條第四項の規定により詐偽又は強迫に基づく旨の異議の申立があつた署名で市町村の選舉管理委員會がその申立を正當であると決定したものはこれを無効とする。

市町村の選舉管理委員會は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、關係人の出頭及び證言を求めることができる。

第一百條第二項、第三項、第七項及び第八項の規定は、前項の規定による關係人の出頭及び證言に之を準用する。

第七十四條の四 條例の制定又は改廢の請求書の署名に關し、署名權者又は署名運動者に對し暴行若しくは威力を加え又はこれを拐引した者、交通若しくは集會の便を妨け又は演説を妨害しその他偽計詐術不正の方法を以て署名の自由を妨害した者又は署名權者若しくは署名運動者又はその關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水小作、債權、寄附その他特殊の利害關係を利用して署名權者又は署名運動者を威迫した者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千圓以下の罰金に處する。

條例の制定若しくは改廢の請求者の署名を偽造し若しくはその數を増減した者又は署名簿その他の條例の制定若しくは改廢の請求に必要な關係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五

萬以下の罰金に處する。

條例の制定又は改廢の請求者の署名に關する政令の規定に違反した者に對しては、その政令中に、「萬圓以下の罰金の刑を科する旨の規定を設けることができる。」

第七十五條第一項中「及び當該普通地方公共團體の長」を「並びに當該普通地方公共團體の長及び選舉管理委員會、教育委員會その他法令又は條例に基く委員會又は委員」に改め、同條第三項中「長」の下に「並びに關係のある選舉管理委員會、教育委員會その他法令又は條例に基く委員會又は委員」を加え、同條第五項中「前條第四項」を「第七十四條第四項」に改め「その總數の五十分の一の數に」の下に「第七十四條の二乃至第七十四條の四の規定は、同項の規定による請求者の署名に」を加える。

第七十六條第四項中「その總數の三分の一の數に」の下に、「第七十四條の二乃至第七十四條の四の規定は、同項の規定による請求者の署名に」を加える。

第七十七條中「報告しなければならない。」の下に「その投票の結果が確定したときもまた、同様とする。」を加える。

第七十八條中「前條の公表の日において」を削る。

第八十條第四項中「その總數の三分の一の數に」の下に「第七十四條の二乃至第七

十四條の四の規定は、同項の規定による請求者の署名に」を加える。

第八十一條第二項中「その總數の三分の一の數に」の下に「第七十四條の二乃至第七十四條の四の規定は、前項の規定による請求者の署名に」を加え、「前項の場合に」を「前項の請求に」に改める。

第八十二條第一項及び第二項中「報告しなければならない。」の下にその投票の結果が確定したときも、また、同様とする。」を加える。

第八十六條第四項中「その總數の三分の一の數に」の下に「第七十四條の二乃至第七十四條の四の規定は、同項の規定による請求者の署名に」を加える。

第八十七條第一項の次に次の一項を加える。

第八十八條第五項の規定は、前條第三項の規定による議決についてこれを準用する。

第九十八條第一項及び第九十九條第一項中「當該普通地方公共團體の長」の下に「選舉管理委員會、監査委員、公安委員會又は教育委員會その他法令又は條例に基く委員會又は委員」を加える。

第二百二條第二項中「定例會は、」の下に「都道府縣にあつては毎年四回以上、市町村にあつては」を加える。

第一百十條第三項の次に次の一項を加える。

前條第五項の規定は、特別委員會にこれを準用する。

第一百十八條第五項中「不服がある者は、」の下に「決定のあつた日から二十一日以内に」を加える。

第二百一十一條中「及び教育委員會の委員」の下に「その他法令又は條例に基く委員會の代表者又は委員」を加える。

第二百五十五條中「若しくは監査委員」を「監査委員」に「及び教育委員會」を「教育委員會その他法令又は條例に基く委員會又は委員」に改める。

第二百二十八條中「第四項」を「第四項（第八十五條第一項において準用する場合を含む。）に、」又は「前條」を「前條第四項又は第八十七條第四項」に改める。

第二百四十四條中「第四項」を「第四項（第八十五條第一項において準用する場合を含む。）に改める。」

第二百五十五條第一項中「支所」の下に「又は出張所」を、第二項中「區の事務所」の下に「又は必要があると認めるときはその出張所」を加え、第四項中「又は支所若しくは區の事務所」を「支所若しくは又は出張所は區の事務所若しくははその出張所」に改める。

第二百五十六條第二項中「法律」の下に「又は條例」を加える。

第二百五十八條第一項「第一都」の部中「五

「經濟局」を「四、經濟局」に、「六、建設局」を「五、建設局」に改め、「七、交通局」を「交通に關する事項、八水道局

を削り、「九、衛生局」を「水道に關する事項」を「六、衛生局」に、「十、労働局」を

「七、労働局」に改め、同項「第二道府縣の部中「四、經濟部」を「三、經濟部」に、「五土木部」を「四、土木部」に、「六、衛生部」を「五、衛生部」に改め、

「七、農地部

農地關係の調整に關する事項

開拓及び入植に關する事項」を削る。

同條第三項中

「五、公共事業部

公共事業の經營に關する事項」を

「五農地部

農地關係の調整に關する事項

開拓及び入植に關する事項」に改め

同項の次に次の一項を加える。

都道府縣は、公共事業の經營に關する事務を處理させるため、條例で、必要な組織を設けることができる。

第百六十四條第二項の次に次の一項を加える。

副知事又は助役は、第八十七條第二項の規定による判決が確定するまでは、その職を失わない。

第百七十六條第一項中「その議決の日」を

「その送付を受けた日」に改め、同條第二項中「この場合においては、普通地方公共團體の長は、直ちに條例の告示その他必要な措置を講じなければならない。」を削る。

第百七十八條第一項中「當該普通地方公共團體の長は、十日以内に議會を解散することができる。」を「直ちに議長からその旨を當該普通地方公共團體の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地方公共團體の長は、その通知を受けた日から十日以内に議會を解散することができる。」に改める。

同條第二項を次のように改める。

議會において當該普通地方公共團體の長の不信任の議決をした場合においては、前項の期間内に議會を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議會において再び不信任の議決があり、議長から當該普通地方公共團體の長に對しその旨の通知があつたときは、普通地方公共團體の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う。

同條第三項の次に次の一項を加える。

普通地方公共團體の議會は、第一項の規定による解散の處分が成規の手續きに違反すると認めるときは、前項に規定する手續と同一の手續による議決を経て處分のあつた日から二十一日以内に當該普通地方公共團體の長を

被告として裁判所に告訴することができる。この場合において、第百一條第一項の規定により臨時會の招集の請求があつたときは、當該普通地方公共團體の長は、同條第二項の規定にかかわらず、その日から三日以内に議會を招集しなければならない。

第百八十三條第四項を次のように改める。

委員は、その解職の議決又は選舉に關し第八十七條第二項又は第百八十八條第五項、補充員は、その選舉に關し第百八十八條第五項の規定による判決が確定するまでは、その職を失わない。

第百九十九條第四項の次に次の一項を加える。

監査委員は、當該普通地方公共團體が補助金、交付金、貸付金その他財政的援助を與えているものの出納その他の事務の執行を監査することができる。

同條第五項中「長」の下に「並びに關係のある選舉管理委員會、教育委員會その他法令又は條例に基く委員會又は委員」を加える。第百三十三條第一項中「選舉立會人」の下に「並びに地方労働委員會の委員」を加える。

第百七十七條中「條例の定めるところにより」の下に「第七十四條の第三項及び」を加え、「第百九條第五項」の下に「第百十條第四項」を加える。

第百七十七條第三項中「議會又はその常任

委員會」を「議會の常任委員會又は特別委員會」に改める。

第二百二十五條第三項中「手数料」の下に「及び延滞金」を加える。

第二百三十八條第一項として次の一項を加える。

普通地方公共團體の議會の議長は、豫算を定める議決があつたときは、その日から三日以内にこれを當該普通地方公共團體の長に送付しなければならない。

同條中「豫算は、普通地方公共團體の議會の議決を経た後、直ちに」を「普通地方公共團體の長は、前項の規定により豫算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちにこれを」に改める。

第二百四十四條の次に次の一條を加える。

第二百四十四條の二 出納長又は收入役その他普通地方公共團體の職員が法令の規定に基いて保管する現金又は物品を亡失又は毀損した場合において、善良な管理者の注意を怠つたときは、法律又は政令に特別の定があるものを除く外、當該普通地方公共團體の長は、監査委員の監査の結果に基き、期限を定めてその損害を賠償させなければならない。但し出納長又は收入役その他普通地方公共團體の職員が避けることのできない事故に因ること又は物品を當該普通地方公共團體の職員の使用

に供した場合において合規の監督を怠らなかつたことを證明したときは、當該普通地方公共團體の長は、これを監査委員の審査に付し、その意見を附けて議會に付議し、その同意を得て、賠償の責任を免除することができる。

第二百五十五條の次に次の一條を加える。

第二百五十五條の二 普通地方公共團體における補充選舉人名簿、議會の議員又は長の選舉又は當選、直接請求の署名簿の署名、直接請求に基く議會の解散又は議員若しくは長の解職の投票及び副知事、助役、出納長、收入役、選舉管理委員、監査委員又は公安委員會の委員の解職の議決、議會において行ふ選舉又は決定、選舉管理委員會において行ふ資格の決定、議會解散の處分その他この法律に基く住民の賛否の投票に關する争訟は、この法律に定める異議の申立又は訴願若しくは訴訟の手續によらなければ、これを行うことができない。

附 則

1 この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

2 地方自治法第百五十八條第一項の規定による都道府縣の局部で同條第一項又は第三項の改正規定により存置させることができないもの、この法律施行の日から九十日以内に限り、存続させることができる。

3 都道府縣知事は、昭和二十四年五月三十一

日現在において、通商産業局出張所の所掌に屬する事務及び道路運送監理事務所の所掌に屬する事務でこの法律施行の際現にその權限に屬するものを分掌させるため、改正後の地方自治法第百五十八條第一項から第三項まで及び第五項の規定にかかわらず、當分の間、條例で事務所を置くものとする。

4 前項の事務所の位置、名稱その他必要な事項は、條例で定めなければならない。

5 地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百七十九號）の一部を次のように改正する。

附則第二條第九項中「地方自治法」の下に「第七十四條の二から第七十四條の四までの規定は、第二項の規定による請求者の署名に同法」を、「投票に」の下に「同法第二百五十五條の二の規定は、第二項の規定による請求者の署名及び第三項の規定による投票に關する争訟に」を加える。

6 改正後の地方自治法第百五十五條の二（地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百七十九號）附則第二條第九項において準用する場合を含む。）に規定する争訟でこの法律施行の際現に裁判所にかかつてゐるものは、同條の規定にかかわらずなお、従前の例によるものとする。

7 臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二號）の一部を次のように改正する。

第三條の二に次の一項を加える。

主務大臣は、前項の規定により都道府縣知事に委任せられた事務の管理又は執行が法令の規定又はこれに基く主務大臣の命令に違反するものであると認めるときは、これを取り消し、又は停止することができ。

8 この法律の實施のための手續その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

▲中央出先機關の

一部都道府縣に委譲

豫て全國都道府縣議長會等地方の強い輿論として、その實施を要望してきた中央出先機關整理統合の一部として、今回政府は、通產局の所掌事務たる臨時物資需給調整法の施行に關する事務、陸運局分室の所掌事務たる臨時物資需給調整法及び道路運送法の施行に關する事務を都道府縣知事に委譲することを決定したるに伴い、兩出先機關の職員を身分を地方事務官、地方技官に切替、えるとともにその定員を定め、又都道府縣知事は、この事務を處理するため、規則でこれが事務所（商工資材事務所、陸運事務所）を設置し得る等の必要措置をなさしめるため、つぎのように地方自治法施行規程の一部を改正する政令が公布せられ、十一月一日より施行せられることになつた。

地方自治法施行規程の

一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）附則第四條及び附則第八條の規定に基き、この政令を制定する。

地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九號）の一部を次のように改正する。

第六十九條に次の二號を加える。

五、通商産業省所管に係る臨時物資需給調整法の施行に關する事務

六、運輸省所管に係る臨時物資需給調整法施行に關する事務及び道路運送の施行に關する事務

第七十條第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項から第三項第五項及び第六項」に改める。第四項の次に次の二項を加える。

前條第五號の事務に従事させるため、都道府縣を通じて地方事務官、地方技官、雇員及び傭人を置き、その定員は、千九百人とする。

前條第六號の事務に従事させるため、都道府縣を通じて地方事務官、地方技官、雇員及び傭人を置き、その定員は、千八十四人とする。

第七十一條第一項中「第四號」を「第四號から第六號まで」に同條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。第二項中「前項の職員中二級官吏」を「第六十九條第一號、第二號及び第四號に掲げる事務に従事する職員」

に「第六十九條第四號に掲げる事務に従事する二級官吏」を「第六十九條第四號に掲げる事務に従事する職員」に改め、同條第三項を削る。

第七十二條中「第二號乃至第四號」を「第二號から第六號まで」に改める。

第七十四條の次に次の一條を加える。

第七十四條の二 都道府縣知事は、第六十九條第五號及び第六號に掲げる事務を處理させるため、地方自治法第百五十八條第一項から第四項までの規定にかゝらず、都道府縣規則で商工資材事務所及び陸運事務所を置くものとする。

前項の事務所の位置、名稱、管轄區域、分課は、都道府縣規則で定める。

附 則

1 この政令は、昭和二十四年十一月一日から施行する。

2 この政令施行の際、現に通商産業省の職員で、通商産業局の分室に勤務する者又は運輸省の職員で陸運局の分室に勤務する者は、別に辭令を發せられないときは、同級及び同俸給で、改正後の地方自治法施行規程第七十條第五項又は第六項の職員にそれぞれ任ぜられたものとする。

▲十月十四日閣議決定の

地方公務員法第六國會に提案

國家公務員については、既にその身分を律す

る在來の難多な法規が、國家公務員法なる一本の法律に統一され、近代的人事行政の基礎の確立が著々その緒につきつゝあるとき、地方公務員についてのみは、舊態依然として難多な法規が適用されていることは許されず、かくて國家公務員法と並んで近代的地方公務員制度の確立を目ざして地方公務員法が起草され、つぎのうに第六國會に提出の運びとなつた。

地方公務員法

目次

第一章 總則	(第一條—第五條)
第二章 人事機關	(第六條—第十一條)
第三章 職員に適用される基準	
第一節 通則	(第十二條—第十三條)
第二節 任用	(第十四條—第二十條)
第三節 階級制	(第二十一條)
第四節 分限及び懲戒	(第二十二條)
第五節 服務	(第二十三條—第二十九條)
第六節 研修	(第三十條)
第七節 給與その他の勤務條件	(第三十一條—第三十三條)
第八節 福祉及び利益の保護	(第三十四條—第三十七條)
第一款 福利厚生制度	(第三十五條—第三十七條)
第二款 公務災害補償制度	(第三十八條)
第三款 勤務條件に關する措置の要求	(第三十九條—第四十一條)
第四款 不利益處分に關する審査	(第四十二條—第四十四條)
第九節 職員の團體	(第四十五條—第四十七條)
第四章 補則	(第四十八條—第四十九條)
第五章 罰則	(第五十條—第五十二條)
附則	

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、地方公共團體の人事機關並びに地方公務員の任用、職階制、分限及び懲戒、服務、研修、給與その他の勤務條件、福祉及び利益の保護及び團體等人事行政に關する根本基準を確立することにより、地方公共團體の行政の民主的且つ能率的な運営を保障し、もつて地方自治の本旨の實現に資することを目的とする。

(この法律の効力)

第二條 地方公務員(地方公共團體のすべての公務員をいう。以下同じ。)に關する従前の法令又は條令若しくは規則の規定が、この法律の規定にてい觸する場合には、この法律の規定が優先する。

(一般職に屬する地方公務員及び特別職に屬する地方公務員)

第三條 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に屬する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

一、就任について公選又は地方公共團體の議會の選舉、議決若しくは同意によることを必要とする職。

二、法令又は條令若しくは規則により設けられた臨時的又は非常勤の委員、委員會の構

成員、顧問、參與その他これらに準ずる職及び無報酬の職で、この法律に基く規則により指定されたもの。

三、失業對策事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて地方公共團體の雇用した者及び公共事業のため失業者として地方公共團體の雇用した者で、技術者、技能者、監督者及び行政事務を擔當する者以外のものの職。

4 この法律の規定は、一般職に屬する地方公務員(以下「職員」という)に適用する。

5 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に屬する地方公務員には適用しない。

(人事機關及び職員に關する條令の制定)

第四條 地方公共團體は、法律又はこれに基く政令に特別の定がある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従い、條令で人事機關の設置、職員に適用される基準の實施その他職員に關し必要な事項を定めるものとする。但し、その條令は、この法律の精神に反するものであつてはならない。

2 人事委員會又は人事委員を置く地方公共團體においては、前項の條令を制定し、又は改廢しようとするときは、人事委員會又は人事委員の意見を聽かなければならない。

(地方自治廳の協力及び技術的助言)

第五條 地方自治廳は、前條に規定する條例の

制定その他の地方公共團體の人事行政の運営がこの法律によつて確立されるべき地方公務員制度の原則に沿つてされるように協力し、及び技術的助言をすることが出来る。

第二章 人事機關

(任命權者)

第六條 地方公共團體の長、議會の議長、選舉管理委員會、監査委員、公安委員會(特別區公安委員會を含む)教育委員會、人事委員會及び人事委員並びに市町村の警察長及び消防長(特別區が連合して維持する警察の警察長及び特別區が連合して維持する消防の消防長を含む)その他法令又は條例に基く任命權者は、法律又はこれに基く政令に特別の定がある場合を除く外、この法律並びにこれに基く條例及び規則に従い、それぞれ職員任命、休職、免職及び懲戒等を行う權限を有するものとする。

2 前項に規定する任命權者は、同項の權限の一部をその補助機關たる上級の地方公務員に限り委任することが出来る。

(人事委員會又は人事委員の設置)

第七條 地方公共團體は、條例で人事委員會を置くことができる。但し、都道府縣、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第五百十五條第二項の市及び特別市は、人事委員會を置かなければならない。

2 人事委員會を置かない地方公共團體は、條

例で一人の人事委員を置くことができる。

(人事委員會又は人事委員の權限)

第八條 人事委員會又は人事委員は、左に掲げる事務を處理する。

- 一、人事行政に關する事項について調査し、及び人事記録その他人事に關する統計報告を作成すること。
- 二、給與その他の勤務條件、福利厚生制度及び公務災害補償制度その他職員に關する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共團體の議會若しくは長又は任命權者に提出すること。
- 三、人事機關及び職員に關する條例の制定又は改廢に關し、地方公共團體の議會及び長に意見を申し出ること。
- 四、人事行政の運営に關し任命權者に勧告すること。
- 五、職員の競争試験及び選考並びにこれらに關する事務を行うこと。
- 六、職階制を立案し、及び實施すること。
- 七、懲戒を行うべき事由があり、懲戒を行うべきことを勧告したにもかかわらず、任命權者が懲戒を行わない場合において、職員に懲戒を行うこと。
- 八、職員に對する給與の支拂を監理すること。
- 九、職員の研究その他職員の能率の増進に關する綜合的企畫を行うこと。
- 十、職員に勤務條件に關する措置の要求を發

査し、及び必要な措置を執ること。

十一、職員に對する不利益な處分を審査し、及び必要な措置を執ること。

十二、前各號に掲げるものを除く外、法律又は條例に基き、その權限に屬せしめられた事務を行うこと。

2 人事委員會又は人事委員は、この法律に基く權限で第三項で定めるものを他の機關に行わせることができる。この場合においても、人事委員會又は人事委員は、その權限の行使について責任を免れることができない。

3 人事委員會又は人事委員は、法例又は條例に基きその權限に屬せしめられた事項に關し規則を制定することができる。

4 人事委員會又は人事委員は、人事行政に關する調査に關し必要があるときは、證人を喚問し、又は調査すべき事項に關係があると認められる書類若しくはその寫の提出を求めることができる。

5 この法律により、人事委員會又は人事委員が處理する權限を與えられている部門においては、人事委員會又は人事委員の決定及び處分は、第三項の規則で定める手續により、人事委員會又は人事委員によつてのみ審査される。

6 前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する權利に影響を及ぼすものではない。

7 人事委員會又は人事委員を置かない地方公

共團體においては、第一項各號に掲げる事務は地方公共團體の長が行う。この場合においては、前三項の規定を準用するものとし、この法律又はこれに基く條例に基き地方公共團體の長が制定する規則については、地方自治法第十五條第二項の規定の適用はないものとする。

(人事委員會の委員又は人事委員)

第九條、人事委員會は、三人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の處理に理解があり、且つ、人事行政に關し識見を有する者のうちから、議會の同意を得て、地方公共團體の長が選任する。

3 第十六條各號の一に該當する者又は第五章に規定する罪を犯し刑に處せられた者は、委員となることができない。

4 委員の選任については、そのうち二人が、同一の政黨に屬する者となることとなつてはならない。

5 委員のうち二人以上が同一の政黨に屬することとなつた場合においては、これらの者のうち一人を除く他の者は、地方公共團體の長が議會の同意を得て罷免するものとする。但し、政黨所屬關係について異動のなかつた者の罷免することはできない。

6 地方公共團體の長は、委員が心身の故障の

ため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、議會の同意を得てこれを罷免することができる。この場合においては、議會の常任委員會又は特別委員會において公聽會を開かなければならない。

7 委員は、第三項に規定する事由に該當するに至つたときは、その職を失う。

8 委員は、他の地方公務員と兼ねることができない。

9 第三章第五節の規定は、委員の服務に準用する。

10 委員の任期は、四年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の殘任期間とする。

11 第二項、第三項、第六項から第九項まで及び前項本文の規定は、人事委員に準用する。

12 都道府縣、地方自治法第一百五條第二項の市及び特別市の人事委員會の委員は、常勤とし、その他の地方公共團體の人事委員會の委員又は人事委員は、常勤又は非常勤とする。

13 地方自治法第二百四條から第二百六條までの規定は、常勤の人事委員會の委員及び人事委員に、同法第二百三條及び第二百六條の規定は、非常勤の人事委員會の委員及び人事委員に準用する。

(人事委員會の議事)

第十條 人事委員會は、委員の全員が出席しなければ、會議を開くことができない。

2 人事委員會の議事は、委員の過半数で決する。

3 人事委員會の議事は、議事録として記録して置かなければならない。

4 前三項に定めるものを除く外、人事委員會の議事に關し必要な事項は、人事委員會が定める。

(人事委員會の事務局及び人事委員を補助する事務職員)

第十一條 人事委員會に事務局を置き、事務局に事務局長その他事務職員を置く。

2 事務局長は、人事委員會の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理する。

3 人事委員の事務を補助させるため、事務職員を置く。

4 第一項及び前項の事務職員は、人事委員會又は人事委員がそれぞれ任免する。

5 第一項の事務局の組織は、人事委員會が定める。

6 第一項及び第三項の事務職員の定数は、條例で定める。

7 地方自治法第二百四條から第二百六條までの規定は、第一項及び第三項の事務職員に準用する。

第三章 職員に適要される基準

第一節 通 則

(平等取扱の原則)

第十二條 すべて國民は、この法律並びにこれに基く條例及び規則の適用について、平等に取り扱わなければならない。人権、信條、性別、社會的身分若しくは門地によつて、又は第十六條第五號に規定する場合を除く外政治的意見若しくは政治的所屬關係によつて差別されてはならない。

(情勢適應の原則)

第十三條 地方公共團體は、この法律並びにこれに基く條例及び規則に基いて定められる給與その他の勤務條件が社會一般の情勢に適應するように、隨時、適當な措置を講じなければならない。

第二節 任用

(任用の根本基準)

第十四條 職員は、この法律及びこれに基く規則の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の實證に基いて行わなければならない。

(任用の方法)

第十五條 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任、又は轉任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。

2

職員の採用又は昇任は、人事委員會又は人事委員を置く地方公共團體においては、人事委員會又は人事委員の定める職員の職でその

承認があつたものについて選考(勤務成績その他能力の實證に基く能力の判定をいう。)による場合を除く外、競争試験によるものとし、その他の地方公共團體においては、選考によるものとする。

3 競争試験は、筆記試験によるものとする。

但し、筆記試験の外、口頭試問及び身體検査並びに人物、性行、教育程度、經歷、知能、技能、常識、専門的知識及び適應性の判定をあわせて行うことを妨げない。

(欠格條項)

第十六條 左の各號の一に該當する者は、政令の定める場合を除く外、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一、禁治産者及び準禁治産者

二、懲役又は禁錮の刑に處せられ、その執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

三、當該地方公共團體において懲戒免職の處分を受け、當該處分の日から二年を経過しない者。

四、人事委員會の委員若しくは人事委員(第八條第七項の規定による事務を行う地方公共團體の長を含む)又は人事委員會の事務局長の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に處せられた者

五、日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で

破壊することを主張する政黨その他の團體を結成し、又はこれに加入した者

(受験の資格要件)

第十七條 人事委員會又は人事委員は、受験者に必要な資格として職務の遂行に欠くことのできない最小限度の客觀的且つ畫一的な要件を定めることができる。

(競争試験及び選考)

第十八條 競争試験又は選考は、人事委員會若しくは人事委員が自ら行い、又その定める機關に行わせるものとする。但し、他の地方公共團體との協議により、共同して競争試験若しくは選考を行い、又國若しくは他の公共團體の機關に委託して行うことを妨げない。

2

人事委員會又は人事委員は、その定める職員の職について任用候補者名簿がない場合においては、その職の競争試験又は選考に相當する國又は他の地方公共團體の競争試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格したものとし、なすことができる。

(任用候補者名簿の作成及びこれによる任用の方法)

第十九條 競争試験による職員の任用については、人事委員會又は人事委員は、試験ごとに任用候補者名簿(採用候補者名簿及び昇任候補者名簿)を作成するものとする。

2

採用候補者名簿又は昇任候補者名簿には、採用試験又は昇任試験において合格點以上を

得た採用候補者又は昇任候補者の氏名及び得点を、その得點順に記載するものとする。

2 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿による職員採用又は昇任は當該名簿に記載された者について、採用又は昇任すべき者一人につき採用試験又は昇任試験における高點順の志望者五人のうちから行うものとする。

(條件付任用及び臨時的任用)

第二十條 職員の採用又は、昇任はすべて條件付のものとし、その職員がその職において人事委員會又は人事委員の定める期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式のものとなるものとする。

2 任命権者は、この法律に基く規則の定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に關する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、人事委員會又は人事委員の承認を得て、六月をこえない任期で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員會又は人事委員の承認を得て、六月の期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

3 人事委員會又は人事委員は、臨時的任用につき、その員數を制限し、又は任用される者の資格要件を定めることができる。

4 人事委員會又は人事委員は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

5 臨時的任用は、任用に際して、いかなる優先権をも與えるものではない。

6 前四項に定めるものを除く外、臨時的に任用された者に對しては、この法律並びにこれに基く條例及び規則を適用する。

第四節 職階制

(職階制の根本基準)

第二十一條 人事委員會又は人事委員を置く地方公共團體は、職階制を実施するものとし、その他の地方公共團體は、職階制を実施することができる。

2 職階制は、この法律に基く規則で定める。

3 人事委員會又は人事委員は、職階制を立案し、職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に應じて、分類整理しなければならない。

4 職階制においては、同一の内容の勤務條件を有する同一の職級に屬する職については、同一の資格要件を必要とするともに、當該職についている者に對しては、同一の幅の給料が支給されるように、職の分類整理がなされなければならない。

5 職階制を実施するに當つては、人事委員會又は人事委員は、職階制の適用されるすべての職をいずれかの職級に格付しなければならない。

6 人事委員會又は人事委員は、隨時、前項に規定する格付を審査し、必要と認めるときはこれを改訂しなければならない。

7 職階制を実施する地方公共團體においては職員の職について、職階制によらない分類をすることができない。

8 職階制の実施に當つては、國及び他の地方公共團體の職階制に照應するように適當な考慮が拂われなければならない。

第四節 分限及び懲戒

(分限及び懲戒の根本基準)

第二十二條 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならぬ。

2 職員は、條例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降級され、降任され、休職され、又は免職されることがない。

3 職員は、條例で定める事由による場合でなければ、懲戒處分として、免職、停職、減給又は戒告の處分を受けることがない。

4 職員の分限及び懲戒の効果及び手続は、法律に特別の定めがある場合を除く外、條例及びこの法律に基く規則の定めるところによらなければならない。

5 第二項及び前項の規定は、左に掲げる職員には適用しない。

一、條件附採用期間中の職員

二、臨時的に採用された職員

6 前項各號に掲げる職員の分限については、この法律に基く規則で必要な事項を定めることができる。

7 職員は、第十六條各號(第三號を除く)の

一に該當するに至つたときは、政令に特別の定がある場合を除く外、當然失職する。

第五節 服 務

(服務の根本基準)

第二十三條 すべて職員は、地方公共團體の住民全體の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならない。

(法令及び上司の命令に従ふ義務)

第二十四條 職員は、その職務を遂行するに當つて、法令、條例及び規則に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠實に従わねばならない。

(秘密を守る義務)

第二十五條 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

2 法令による證人、鑑定人等となり、職務上の秘密に屬する事項を發表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相當する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第二十六條 職員は、條例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、當該地方公共團體がなすべき責を有する職務に

のみ従事しなければならない。

(政治的行爲の制限)

第二十七條 職員は、政黨又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何等の方法をもつてするを問はず、これらの行爲に關與し、あるいは選舉權の行使を除く外、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十號)第二百二條第一項の規定に基く人事院規則で定める政治的行爲をしてはならない。この場合において人事院規則中の字句で職員にそのまゝ適合しないものについては、政令で必要な讀替を定めるものとする。

2 職員は公選による公職の候補者となることできない。

3 職員は、政黨その他の政治的團體の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつて構成員となることできない。

(爭議行爲の禁止)

第二十八條 職員は、地方公共團體が代表する使用者としての住民に對して同盟罷業、怠業その他の爭議行爲をし、又は地方公共團體の活動能率を低下させる意業的行爲をしてはならない。又、何人も、このような違法な行爲を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあつてはならない。

2 職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行爲をした者は、その爲行の開始とともに地方公共團體に對し、法令又は條例若しくは

規則に基いて保有する一切の權利をもつて對抗することができなくなるものとする。

(營利企業等の従事制限)

第二十九條 職員は任命権者の許可を受けなければ、營利を目的とする私企業(以下「營利企業」という。)を営むことを目的とする會社その他の團體の役員その他この法律に基く規則で定める地位を兼ね、又は自ら營利企業を営んではならない。

2 前項に規定する場合を除く外、職員が報酬を得ていかなる事業又は事務に従事するにも任命権者の許可を受けなければならない。

第六節 研 修

(研修の根本基準)

第三十條 職員には、その勤務能率の發揮及び増進のために、研究を受ける機會が與えられなければならない。

2 前項の研修は、人事委員會若しくは人事委員が自ら行い、又はその定める機關に行わせるものとする。但し、他の地方公共團體との間の協議により共同して研修を行い、又は國若しくは他の地方公共團體の機關に委託して行うことを妨げない。

第七節 給與その他の勤務條件

(給與その他の勤務條件の根本基準)

第三十一條 職員の給與は、その職務と責任に應ずるものでなければならず、又はその基準は、生計費及び民間事業の従業者の給與その

他の事情を考慮して定められなければならない。

2 職員の給與その他の勤務条件を定めるに當つては、國及び他の地方公共團體の職員のそれとの間に權衡を失しないように適當な考慮が拂われなければならない。

3 職員は、他の職を兼ねる場合においても、これに對して給與を受けてはならない。

4 職員の給與その他の勤務条件は、條例で定める。

(給與に關する條例及び給料額の決定)

第三十二條 職員の給與は、前條第四項の規定による給與に關する條例に基いて支給されなければならない又、これに基かすにはいかなる金錢又は有價物も職員に支給はしてならない。

2 給與に關する條例には、左の事項を規定するものとする。

一、給料表

二、職階制を實施する地方公共團體にあつては、同一の職級内における給料の昇級の基準に關する事項

三、職階制を實施する地方公共團體にあつては、その職に職階制が初めて適用される場合の給與に關する事項

四、時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に對する給與に關する事項

五、特別地域勤務、危險作業その他特殊な勤

務に對する手當を支給する場合においては、これらに關する事項

六 常時勤務を要しない職員の職、生活に必要な施設の全部又は一部を公給する職員の職その他勤務条件の特別なもの及び扶養家族の數について、人事委員會又は人事委員の行う給與の調整に關する事項

3 人事委員會又は人事委員は、必要な調査研究を行い、職階制に適合する給料表に關する計畫を立案し、これを地方公共團體の議會及び長に提出しなければならない。

4 職階制を實施する地方公共團體においては職員には、その職につき職階制において定められた職級について給料表に定める給料額が支給されなければならない。

(給料表に關する報告及び勧告)

第三十三條 人事委員會又は人事委員は、毎年少くとも一回給料表が適當であるかどうかについて、當該地方公共團體の議會及び長に同時に報告するとともに、給與を決定する諸條件の變化により、給料表に定める給料を増減する必要を生じたとき、あわせて適當な勧告をしなければならない。

第八節 福祉及び利益の保護

(福祉及び利益の保護の根本基準)

第三十四條 地方公共團體は、職員の福祉及び利益の保護が充分であり、且つ、公正であるように努めなければならない。

第一款 福祉厚生制度

(保健、元氣回復、安全保持及び厚生)

第三十五條 地方公共團體は、職員の保健、元氣回復、安全保持及び厚生に關する事項について計畫を樹立し、これを實施するように努めなければならない。

(共済制度)

第三十六條 職員の公務に因らない疾病、負傷、廢疾及び死亡並びに分べん及び災厄その他の事故並びにその被扶養者のこれらの事故に關する共済制度が實施されなければならない。

2 前項の共済制度は、法律で定めなければならない。この場合においては、國の制度との間に權衡を失しないように適當な考慮が拂わなければならない。

3 第一項の共済制度は健全な保險數理を基礎として計畫されなければならない。

(退職年金及び退職一時金の制度)

第三十七條 職員が相當年限忠實に勤務して退職し、又は死亡した場合におけるその者又はその者の被扶養者に對する退職年金又は退職一時金の制度がなるべくすみやかに實施されなければならない。

2 公務に基く負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは退職した職員又はこれらの者の被扶養者に對しても退職年金又は退職一時金の制度を實施することができ。

3 前項の規定による退職年金又は退職一時金の制度の實施に當つては、第三十八條の公務災害補償制度との間に適當な調整が圖られなければならない。

4 第一項及び第二項の退職年金及び退職一時金の制度を定めるに當つては、國及び他の地方公共團體との間に權衡を失しないように適當な考慮が拂われなければならない。

5 前條第三項の規定は、第一項及び第二項の退職年金及び退職一時金について準用する。

第二款 公務災害補償制度

(公務災害補償制度)
第三十八條 職員が公務に基き死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は公務に基き負傷若しくは疾病により死亡した場合においてその者又はその者の被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害に對する補償の制度が實施されなければならない。

第三款 勤務條件に關する措置の要求

(勤務條件に關する措置の要求)
第三十九條 職員は、給與その他の勤務條件に關し、人事委員會又は人事委員に對して、地方公共團體の當局により適當な措置が執られるべきことを要求することができる。

(審査及び審査の結果執るべき措置)

第四十條 前條に規定する要求があつたときは、人事委員會又は人事委員は、事案について口頭審理その他の方法による事實審査を行

い、その結果に基いて、その權限に屬する事項については、自らこれを實行し、その他の事項については、當該事項に關し權限を有する地方公共團體の機關に對し、必要な勸告をしなければならない。

(要求及び審査の手續)

第四十一條 前二條に規定する要求及び審査の手續は、この法律に基き規則で定めなければならない。

第四款 不利益處分に關する審査

(不利益處分に關する説明書の交付及び審査請求)
第四十二條 任命權者(第八條第一項第七號の規定により懲戒を行う人事委員會又は人事委員を含む。以下本條中同じ。)は、職員に對し、懲戒を行いその他その意に反すると認める不利益な處分を行う場合においては、その職員に、處分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

2 職員は、その意に反して不利益な處分を受けたと思料するときは、任命權者に對し、處分の事由を記載した説明書の交付を請求することができる。

3 前二項の説明書の交付を受けた職員は、人事委員會又は人事委員に對し、當該不利益處分の審査を請求することができる。

4 前三項の規定は、第二十二條第五項各號に掲げる職員には適用しない。

(審査及び審査の結果執るべき措置)

第四十三條 前條第三項に規定する請求を受理したときは、人事委員會又は人事委員は、事案について口頭審理その他の方法による事實審査を行い、その結果に基いて、その處分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命權者をして職員が受けるべきであつた給與その他の給付を回復するため必要な措置を講ぜしめる等職員がその處分によつて受けた不當な處置を是正するための指示をしなければならない。

(請求及び審査の手續等)

第四十四條 前二條の規定による請求及び審査の手續並びに審査の結果執るべき措置に關し必要な事項は、この法律に基き規則で定めなければならない。

第九節 職員の團體

(職員の團體)

第四十五條 職員は、勤務條件に關し、又はこれとあわせて社交的若しくは厚生の活動を含む適法な目的のため地方公共團體の當局と交渉するための團體を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。但し、管理又は監督の地位にある職員及び機密の事務を取り扱う職員は、この團體を結成し、又はこれに加入することができない。

2 前項但書に規定する職員の範圍は、條例で

定める。

3 第一項の團體は、當該地方公共團體の他の同項の團體と連合體を組織し、又は當該地方公共團體の他の同項の團體が組織する連合體に加入することができる。

4 第一項の團體又は前項の連合體（以下「職員」の團體という。）は、この法律に基く規則の定めるところにより、當該地方公共團體の人事委員會又は人事委員に登錄を申請して、公式に登錄の通知を受けなければならない。

5 職員の團體は、法人とすることができる。
民法（明治二十九年法律第八十九號）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四號）中民法第三十四條に規定する法人に關する規定は本項の法人について準用する。但し、これらの規定中「主務官廳」とあるのは「當該地方公共團體の人事委員會又は人事委員（人事委員又は人事委員が置かれていない地方公共團體においては、當該地方公共團體の長）」と読み替えるものとする。

6 法人とならうとする職員の團體が第四項の規定による登錄を受けたときは、前項において準用する民法第三十四條の許可を得たものとみなす。

7 職員の團體の規約（法人である場合においては、その定款とする。以下本條中同じ。）には、少くとも左に掲げる事項を記載しな

ければならない。

一、名 稱

二、目的及び業務

三、主たる事務所の所在地

四、構成員の範圍及びその資格の得喪に關する規定

五、理事、代表者その他の役員に關する規定

六、第八項に規定する事項を含む業務執行、會議及び投票に關する規定

七、經費及び會計に關する規定

八、規約の變更に關する規定

九、解散に關する規定

8 職員の團體が登錄される資格を有し、及び引き続き登錄されているためには、規約の作成又は變更、役員の選舉その他これらに準ずる重要な行爲は、すべての構成員たる職員が平等に参加する機會を有する直接且つ秘密の投票による全員の多數決による旨の民主的な手續を定めて、これによつてしなければならない。但し、第三項の連合體にあつては、すべての構成員たる職員が平等に参加する機會を有する直接且つ秘密の投票による多數決で、代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機會を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の多數決による旨の手續を定めて、これによつてすることができる。

9 職員の團體が第一項又は前二項の規定による要件を欠くに至つたときは、當該地方公共團體の人事委員會又は人事委員は、その登錄を取り消すことができる。この場合において當該職員の團體が法人である場合に於ては、登錄の取消のあつた日において解散する。

10 法人である職員の團體には、政令の定めるところにより、所得税及び法人税を課さない。

11 警察職員及び消防職員は、職員の團體を結成し、又はこれに加入することができない。

12 職員は、地方公共團體から給與を受けながら、職員の團體のため、その事務を行い、又は活動してはならない。但し、職員は、條例で定める條件又は事情の下において、第四十八條第一項の規定により認められた行爲をすることができる。

（交 渉）

第四十六條 職員は、前條第四項の規定による登錄を受けた職員の團體を通じて自ら代表者を選び、勤務條件に關し、又はこれとあわせて社交的若しくは厚生の活動を含む適法な目的のため、地方公共團體の當局と交渉することができる。但し、この交渉は、地方公共團體の當局と團體協約を締結する權利を含まないものとする。

2 職員が勤務條件に關し、又はこれとあはせて社交的若しくは厚生の活動を含む適法な目的のため、地方公共團體の當局に對し、不満を表面し、又は意見を申出る自由は、その者

が職員に團體に屬してないという理由で否定されることはない。

(不利益取扱の禁止)

第四十七條 職員は、職員に團體について、その構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその團體における正當な行爲をしたことのために不利益な取扱を受けることとはない。

第四章 補 則

(特 例)

第四十八條 職員のうち、その職務と責任の特殊性に基いてこの法律に對する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。但し、その特例は、第一條の精神に反するものであつてはならない。

(他の法律の適用除外)

第四十九條 労働組合法（昭和二十四年法律第一百七十四號）労働關係調整法（昭和二十一年法律第二十五號）労働基準法（昭和二十二年法律第四十九號）及び船員法（昭和二十二年法律第百號）並びにこれらに基く命令の規定は、職員には適用しない。

2 労働基準法（第二條及び第八十九條から第九十三條までの規定を除く）及び船員法（第六條中労働基準法第二條に關する部分、第三十條、九十七條から第百條まで及び第百二條の規定を除く）並びにこれらに基く命令の規定

は、職員に關して準用する。

3 前項の規定により労働基準法及び船員法並びにこれらに基く命令の規定を準用する場合における労働基準監督機關の職權は、人事委員會又は人事委員が行うものとする。但し、労働基準法第八條各號（第十一號、第十二號、第十六號及び第十七號を除く）に掲げる事業に従事する職員については、この限りではない。

第五章 罰 則

第五十條左の各號の一に該當する者は、一年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

一、第九條第五項の規定に違反して故意に人事委員會の委員を罷免しなかつた地方公共團體の長

二、第十二條の規定に違反して差別をした者

三、第二十五條第一項又は第二項（第九條第九項において準用する場合を含む）の規定に違反して秘密を漏らした者

四、第二十九條第一項の規定に違反して許可を受けないでその地位についた者

五、第四十三條の規定による人事委員會又は人事委員（第八條第七項の規定による事務を行う地方公共團體の長を含む）の指示に故意に従わなかつた者

第五十一條 左の各號の一に該當する者は、三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に處する。

一、第八條第四項の規定により人事委員會若

しくは人事委員（同條第七項の規定による事務を行う地方公共團體の長を含む。以下本號中同じ）から證人として喚問を受け正當な理由がなくてこれに應ぜず、若しくは虚偽の陳述をした者又は同條第四項の規定により人事委員會若しくは人事委員から書類若しくはその寫の提出を求められ、正當な理由がなくてこれに應ぜず、若しくは虚偽の事項を記載した書類若しくはその寫を提出した者

二、第十四條の規定に違反して任用した者

三、第二十七條第一項（第九條第九項において準用する場合を含む）に規定する政治的行爲の制限に違反した者

四、何人たるを問はず、第二十八條第一項前段に規定する違法な行爲の遂行を共謀し、

そそのかし、若しくはあおり、又はこれらの行爲を企てた者

五、第三十二條第一項又は第四項の規定に違反した給與を支給した者

六、第三十九條の規定に違反して故意に勤務條件に關する措置の要求の申出を妨けた者

七、第四十五條第十一項の規定に違反して職員に團體を結成した者

第五十二條 第五十條第一號若しくは第三號又は前條第一號、第二號若しくは第五號から第七號までに掲げる行爲を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし、又はそのほう助をした者は、それら各本條の刑に處する。

附 則

この法律の各規定は、左の表に定めるところにより施行する。

この法律の規定	施 行 期 日	
	道 府 縣	都 府 市 町 村 及 其 他 の 地 方 公 共 団 體
第一條から第三條まで 第四條第一項 第五條から第七條まで 第八條第一項第一號 第九條から第十三條迄 第十六條 第二十二條第七項 第二十三條から第二十七條迄 第二十九條 第三十四條 第三十五條 第四十八條 第五十條第一號から第四號迄の罰則 第五十一條第三號の罰則 第五十二條中第五十一條第一號及び第三號に關する部分 附則第一項から附則第九項迄 附則第十一項 附則第十六項から附則第十八項迄 附則第二十一項 附則第二十二項	この法律公布の日から起算して一月を經過した日	同
第二十八條 第四十五條から第四十七條迄	この法律公布の日から起算して二月を經過した日	同

第四十九條

第五十一條第四號及び第七號の罰則

第五十二條中第五十一條第七號の罰則

附則第十二項から附則第十五項まで

附則第十九項

附則第二十項

第八條第七項

その他の規定

この法律公布の日から起算して一年を經過した日	この法律公布の日から起算して二年を經過した日	この法律公布の日から起算して二年を經過した日	この法律公布の日から起算して二年を經過した日	この法律公布の日から起算して二年を經過した日
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

2

道府縣又は都及び地方自治法第百五十五條第二項の市の人事委員會は左の表に定める期限までに設置しなければならない。

道 府 縣	この法律公布の日から起算して二月を經過した日
都及び地方自治法第百五十五條第二項の市	この法律公布の日から起算して六月を經過した日

3

この法律において、條例又は規則で定めなければならないものとされている事項に關する條例又は規則は、左の表に定める期限までに制定しなければならない。

道 府 縣	この法律公布の日から起算して一年を經過した日
都及び地方自治法第百五十五條第二項の市	この法律公布の日から起算して一年六月を經過した日
その他の地方公共團體	この法律公布の日から起算して二年を經過した日

4

道府縣の人事委員會の委員及び事務局長は、この法律公布の日から起算して六月以内に、都及び地方自治法第百五十五條第二項の市の人事委員

會の委員及び事務局長は、公布の日から起算して十日以内に、地方自治廳が人事院の協力を得て行ふ講習を修了しなければならぬ。

5 職員任免、分限、懲戒、服務、給與その他身分取扱に關する事項については、この法律中の各相當規定が當該地方公共團體に適用されるまでの間は、當該地方公共團體についてはなお、従前の例による。

6 この法律公布の日から起算して六月を経過するまでの間は、第三條第三項第二號中「この法律に基く規則」とあるのは「地方公共團體の長」と読み替えるものとする。

7 地方自治廳は、昭和二十七年十二月三十一日までの間に限り、ある職が地方公務員の職に屬するか及び第三條に規定する一般職に屬するか又は特別職に屬するかを決定する権限を有する。但し、國家公務員法第二條第四項の規定の適用を妨げないものとする。

8 最初に選任される人事委員會の委員のうち二人の任期は、第九條第十項本文の規定にかゝらず、一人は五年、他の一人は三年とする。この場合において、各委員の任期は、地方公共團體の長がくちで定める。

9 第十六條第三號の懲戒免職には、當該地方公共團體において、地方公務員に關する従前の規定によりなされた懲戒免職を含むものとする。

10 地方公務員に關する従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手續中の者若しくは懲戒處分を受けた者の休職又は懲戒に關しては、なお、従前の例による。

11 この法律公布の日から起算して六月を経過するまでの間は、第二十九條中「この法律に基く規則で」とあるのは「地方公共團體の長の」と読み替えるものとする。

12 この法律公布の日から起算して六月を経過するまでの間は、第四十五條第四項中「この法律に基く規則」とあるのは「條例」と「人事委員會又は人事委員」とあるのは「長」と第四十九條第三項中「人事委員會又は人事委員」とあるのは「地方公共團體の長」と読み替えるものとする。

13 第四十九條第一項の規定施行の際現に存する法人である勞働組合で、職員の結成するものが、第四十五條第四項の規定により登録されるときは、同條第五項の法人として設立され引きつゞき存続するものとみなす。

14 前項の組合で、條例で定める期日までに第四十五條第四項の規定により登録されないものは、その期日を経過した時に解散する。この場合においては必要な解散の手續は、政令で定める。

15 第四十九條第一項の規定施行前にした同項に規定する法令の規定に違反する行為に對する罰則の適用については、同項の規定にかか

わらず、なお、従前の例による。

16 この法律中附則第十七項及び附則第十八項の規定を除くすべての規定は、左に掲げる地方公共團體の公企業に従事する地方公務員には適用しない。

一、地方鐵道事業、軌道事業、索道事業、無軌條電車事業、自動車運送事業及び定期航路事業

二、電氣事業
三、ガス事業
四、水道事業

17 前項の地方公務員の身分取扱に關する事項は、勞働基準法に定めるものの外、別に法律の定めるところによる。

18 附則第十六項の地方公務員の身分取扱に關する事項については、前項の法律が制定實施されるまでの間は、なお、従前の例による。

19 昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に關する政令（昭和二十三年政令第二百一號）は地方公務員で附則第十六項に規定する者を除く者については、その効力を失う。

20 昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に關する政令が効力を失う前にした同令第二條第一項の規定に違反する行為に對する罰則の適用については、なお、従前の例による。

21 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政

令第六號)第十六條の規定は、教育公務員特
 例法(昭和二十四年法律第一號)第三十三條
 の規定にかかわらず、現に公立學校の教育公
 務員で地方公共團體の議會の議員を兼ねてい
 るものの議員の任期が終了するまで、なを、

その効力を有する。
 この法律の實施のための手續その他その執
 行について必要な事項は、政令で定める。
 理 由
 地方公共團體の行政の民主的且つ能率的な運

營を保障し、もつて地方自治の本旨の實現に資
 するため、地方公共團體の人事機關及び地方公
 務員に適用せられる根本基準を確立する必要が
 ある。
 これがこの法律案を提出する理由である。

新購入圖書紹介

農業の危機と復興
 ナ バ プ
 北海道農業の展開
 建築行政ノート
 國家公務員試験受験法
 新國家公務員採用昇任受験法
 公共企業體労働關係法の解説
 經濟凡原則と労働問題
 北海道史年譜
 アメリカの大學
 未來生活風景
 世界と日本
 極東文化の交流
 平和と自由の原理
 獨身者の性生活

矢 島 武
 アルフォンス・ドーデー
 農業綜合研究刊行會
 池 原 眞三郎
 法 學 書 院
 増 永 遙
 労働省労働統計調查局
 労働省労働統計調查局
 労働省労働統計調查局
 橋 本 堯 尙
 森 昭
 ジョルジュデュアメル
 志 賀 義 雄
 幣 原 坦
 櫻 澤 如 一
 式 場 隆 三 郎

狸 の 風 俗
 平價切下の理論
 改正失業保險法の解説
 同 想 錄
 風流滑稽譚 (一)(二)(三)
 良寛桃水・草の詩
 現代中國の作家と作品
 税
 内村鑑三思想選書
 軍 艦 大 和
 日本敗れたたり
 世界文學全集
 現代經濟の危機
 T V A
 公共企業體論
 會計上の虚偽と誤謬
 シヤウブ勸告書
 漱石全集 (三)(四)(五)(六)(七)

尾 崎 士 郎
 宮 田 喜代藏
 龜 井 光
 コーデル・ハル
 バルザック
 宮 崎 安右衛門
 近 藤 春 雄
 勝 正 憲
 内 村 鑑 三
 吉 田 滿
 兒 玉 譽士夫
 バルザック
 レ フ ケ
 D.E.リリエンスール
 占 部 都 美
 近 澤 弘 治
 長 澤 均
 夏 目 漱 石

地方自治法に關する質疑應答

(議會に關する事項)

問 假議長の選任を議長に委任された場合、假議長を何時指名するか指名された假議長は、その時一度限りで同一會期中の他の場合に再び假議長となり得るか。

答 指名は何時でも差し支えない。また指名の仕方により同一會期中を通じて假議長となることも可能である。但し假議長の性質上必要の都度指名することが適當である。

問 法第九條の常任委員會には議長及び監査委員の職にある議員は職務の性質上これらの委員會にも所屬させないでよい。又副議長はどうか。

答 議長、監査委員及び副議長の常任委員會の所屬については、法律上は一般議員と取扱を異にする必要はないが實情に應じ適宜考慮して差し支えない。

問 議員の報酬はどの程度にしたらよい。

答 各地方公共團體の長等に對する給付及び當該團體の財政事情を勘案し決定することが適當である。

問 議會のみに發案權のある條例及び規則の形式はどうか。

答 一般の條例の公告式による。

問 法第九條第五項の「公聽會」の開催方法は如何にすべきか。

答 又その公聽會は非公開とすることができるか。

問 昭和二十二年五月二十九日各都道府縣總務部長宛行政課長内翰により承知せられたい。

(註) 公聽會を開催するので常任委員會に限り、議案を審査する過程において委員以前の利害關係者人又は學識經驗者を出席せしめてその意見を聴き、民意の暢達と審査の完璧を企圖してゐるのである。地方議會の公聽會の開催については、法第二百十七條を除いては法律上強制されてない。

(二)御見込通り。

(三)公聽會の本旨にかんがみ非公開とすることはできない。

問 法第三十一條議會の秩序を亂し會議を妨害する者の中には傍聴人も含むか。

答 御見込通り。

問 市町村の條例が法令又は縣の條例に違反した場合はどう措置すべきか。

答 最終的には、當該條例に基く處分の取消又は變更に係る訴訟の提起により、裁判所にあつては當該事項に關する限りにおいて條例の無効が決定せられる筈である。この場合當該市町村としては、當該條例の改定の措置を速かに講ずべきである。

なお行政措置として、都道府縣もその廢止等の警告はできる。



編集後記

議會年報も號を重ねること七回、曲りなりにもこれまで漕ぎつけてきましたのも、議員各位の理解ある御協力のおかげものと深く感謝しております。しかし振返つて見ますと、不満足の間が多々あると思ひますが、自分にも不馴れと不敏のいたすところでありまして、今後一層改善に努力したいと念願いたしております。

私共の今迄の考え方は飽までも議會を中心とした種々の活動状況を、偏く知つて戴くという建前のもとにやつてきましたので、内容そのものも非常に無味乾燥であつたこともいふべきことでした。そこで今後は議員各位からの議會を中心とした、感想文、隨筆、論説各派の動き、トピックのような記事を入れまして、多少なりとも柔く面白味のあるものとしていきたいと思ひますので、ふるつて御投稿あらんことを切にお願ひ申し上げます。

昭和二十四年十一月十五日發行

北海道議會時報

第一卷 第七號

編集

北海道議會事務局調査課

發行

北海道議會事務局

電話 一、八二〇番